解体工事をご担当の事業者様へのお願い

佐倉染井野 S1 地区建築協定運営委員会

平素は当地区の建築協定運営委員会の活動にご理解・ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、ご承知のように下記に該当する解体工事につきましては、作業開始前に石綿の含有の有無の事前調査が必要ですが、令和４年４月１日の石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正により、事前調査報告書の提出が義務化されました（石綿の含有の有無にかかわらず調査報告書の提出が義務化されております）。

また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律により、工事の規模によっては、着工７日前までの事前届と分別解体の義務が御座いますので、手続きの漏れ等がないよう宜しくお願い致します。

当地区の建築協定や運営委員会規約で定める事項とは異なりますが、関連する法令の遵守を徹底下さいますようお願い申し上げます。

【対象工事と提出先を略記致します。詳細は関係法令を参照下さい。】

【石綿含有の有無事前調査】
●対象となる工事　（金額は税込み）
・建築物の解体工事床面積の合計 80 ㎡以上
・建築物の改修工事請負代金
　合計 100 万円以上
・工作物の解体改修工事請負代金
　合計 100 万円以上
●調査報告書の提出先
・所轄労働基準監督署：石綿障害予防規則による報告
・都道府県知事：大気汚染防止法による報告
●関係法令
・石綿障害予防規則第４条の２第１項
・大気汚染防止法第 18 条の 15 第６項

【建設資材の再資源化】
●対象となる工事　（金額は税込み）
・建築物の床面積の合計 80 ㎡以上
・新築・増築の工事については
　床面積の合計が５００㎡以上
・新築工事等で前号に該当しないものについては、
　請負代金が１億円以上であるもの
・建物以外の工事については、請負代金が
　５００万円以上であるもの
●届出書の提出先
・佐倉市建築指導課
●関係法令
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

以上

建築工事等の届出手続きの流れ

染井野 S1 地区建築協定運営委員会

会員提出の建築関連工事の事前届出に対しては、次のような取扱い手順で受付いたします。

会　員　の　届　出　者	運営委員会　事務局	備　　考
事前の相談 →	事前相談受付	
建築工事届出書の提出 →	現地確認	①の大型工事の場合には、専門家に図面チェックを依頼します。
工事の内容に応じ、着工の２週間から１ヵ月前までに	届出内容の確認	
①建築協定：建築工事等の届出書（新築・改築・増築・地盤用） **②建築協定：建築工事等の届出書（外壁等の塗装・外構等用）** **③建築協定：建築工事の届出書（解体工事用）**	届出内容について、「協定の別表」と「規約の建築指針」による規制に沿って、工事内容を精査し、問題がないかを確認。	③の解体工事で新築に伴う工事は①の届出書で可
所定の届出書を記入・作成し、運営委員会委員宅へご提出ください。 ①の大型工事の場合、１件 5000 円の確認手数料の支払いが必要です。	問題があれば、急ぎ充分協議します。	
回答書の入手 ←	回答書を交付 受付より２週間以内	

■届出の際に必要な書類

①「**建築協定：建築工事等の届出書（新築・改築・増築・地盤用）**」 建築協定チェックシート付

②「**建築協定：建築工事等の届出書（外壁等の塗装・外構等用）**」 建築協定チェックシート付

③「**建築協定：建築工事等の届出書（解体工事用）**」 建築協定チェックシート付

なお、工事業者の会社名・担当者・連絡先の欄も記入励行をお願いします。
工事内容について、工事業者のご担当者に事務局より質問することもある旨ご了承ください。

■添付書類

上記の届出書用紙の中段に記載したもので、工事内容に応じた書類を適宜選択

受付 No。	受付日	各ブロック 受付者	事前確認班 （１人目）	事前確認班 （２人目）	回答日
	／				／

建築協定：建築工事等の届出書（解体工事用）

年　　月　　日

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 殿

申出者　住　所

氏　名　　㊞

連絡先 ☎

規約第 6 条に基づき、今回の工事計画について事前届出いたします。

※該当する項目に〇印をつけてください。

届出の内容	建物の解体工事、更地化工事
計画場所	佐倉市染井野　丁目　番地　号
着工時期	平成　年　月　日
工事業者	会社名　　担当者　　連絡先
備考 （解体後の土地の利用計画があればご記入願います）	

※ 本届出書、添付図面等（解体後の土地の利用計画がある場合）を各 1 部用意し、本工事着工の２週間以上前に提出する。

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿様

当該建築計画について、 **承認　不承認　要協議扱い** とします。

染井野 S1 地区建築協定運営委員会 会長　　㊞

提出者記入用

建築協定チェックシート

◆協定：建築基準（必須事項）

※該当する項目欄に〇印をつけてください。

＊項　目	協　定　の　概　要	該当	適合・不適合を選択	運営委員会ﾁｪｯｸ欄
敷地	区画の分割を禁止する		適合・不適合	
	地盤の高さの変更（盛土・切土）を＊禁止する ＊例外　車椅子用斜路・駐車場設置、造園等		適合・不適合	

※「解体工事をご担当の事業者様へのお願い」のお願い文書を解体事業者へ渡す。

いずれかに☑してください

- □ 工事責任者へ手渡した
- □ 現場担当者の方に工事責任者へ手渡すよう依頼した
- □ 工事責任者宛てに郵送（メールでの添付を含む）した
- □ 工事責任者がＨＰ等からお願い文書を入手したことを確認した